

菊川市マスコットキャラクター「きくのん」

デザイン使用マニュアル

＝令和6年4月＝

デザインを正しく使っていただくために
必ずお読みください。

菊川市マスコットキャラクター

きくのん



©菊川市

きくのんのイラスト・写真(以下「デザイン」と言います。)は、
申請により無料で使用できます。

商品やちらしへ、ぜひ、きくのんのデザインを御利用ください。

使用前に申請手続きにより、承認を受けてください。

きくのんのデザインに関する著作権等は、菊川市に帰属します。

個人使用を除き、必ず菊川市に事前申請を行い、承認を受けてください。

菊川市マスコットキャラクター使用要領をご覧の上、手続きを行ってください。

手続きの流れ

- | | | |
|---------|---|------------------------------|
| 申請者→菊川市 | 1 | 事前協議 |
| 申請者→菊川市 | 2 | 使用承認申請 |
| 菊川市 | 3 | 使用承認審査（修正がない場合で3～5日程度かかります。） |
| 菊川市→申請者 | 4 | 使用承認通知書・デザインデータの交付 |
| | 5 | 完成報告 |
| | 6 | 販売（使用）開始 |
| 申請者→菊川市 | 7 | 完成品の提出 |

1 事前協議

デジタルコンテンツや立体物を作成する場合は、必ず事前協議を行ってください。

2 使用承認申請

申請方法

【電子申請する場合】

○企業・団体・個人 <https://logoform.jp/form/RW66/526867>

○地方公共団体

<https://logoform.jp/form/RW66/547637>（インターネット）

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/RW66/547637>（LGWAN）

【メール・郵送・持参にて申請する場合】

菊川市ホームページから申請書をダウンロードし、提出してください。

<https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoukoukankou/kikunon-design.html>

営利目的…様式第1号

営利目的でない…様式第2号

【添付書類】

①完成見本（見本品・図案・写真等）

②申請者の概要がわかる書類（会社概要・パンフレット・プロフィール等）



電子申請
（企業・団体・個人）

提出先

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61

菊川市商工観光課

電子メール：shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

3 申請書の記入例

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 菊川市マスコットキャラクターデザイン等商品用使用承認申請書

令和4年7月1日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 住所又は所在地 **菊川市堀之内61**
 商号又は名称 **菊川企画**
 代表者名又は氏名 **菊川 太郎**

下記のとおり申請します。

使用する商品の種類・品種	ボールペン		
商品名※商品名へ「きくのんの」の名称を付すことはできません。	きくのんのキラキラボールペン		
使用目的及び使用方法	4色ボールペンの作製・販売 ボールペン本体にきくのんのイラストを配する。 販売予定価格200円(税込) 自社店頭		
使用数量	300本		
使用期間（原則申請の翌年度末まで）	令和4年9月1日 ～ 令和4年9月30日		
連絡先	部署名	企画部	担当者名 菊川 花子
	電話番号	0537-35-0000	E-mail info@kikugawa.co.jp
添付書類	1 企画書（製造から販売までの内容、販売価格（税込み）・製造予定価格、製造場所、図案等） 2 使用する商品の見本 ※見本を添付できない場合は 3 製造・販売に係る保健所の営業所及び販売先・加工食品の 4 企業・団体等の概要がわかるプロフィール		

作製する数量を記入

原則、最長で翌年度末まで。
 期限後に在庫が残っている場合は、申請不要で使用できます。
 承認を受けた個数が期限内に終了し増産する場合は、変更承認申請が必要です。

販) の許可等が 場合はプ

4 きくのんのデザインについて

1 使用できるデザイン

きくのんのデザインは、菊川市ホームページに掲載のものを使用してください。

URL: <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoukoukankou/kikunon-design.html>

解像度の高いデータは使用承認後に交付します。

2 きくのんのデザイン近くに、著作権等を表示してください。



ローマ字表記の場合 © k ikugawa city

【著作権表示】

- ・書式・フォントの指定はありません。読める大きさとで作成してください。
- ・デザイン近くに表示できない場合は、その他の箇所（例：商品タグ、説明書等）に記載してください。

【「きくのん」の名称】

- ・「きくのん」の名称・ロゴ等をデザイン近くに付すことを推奨します。

表示例

菊川市マスコットキャラクター

きくのん

菊川市マスコットキャラクターきくのん

きくのん

3 完成見本は、完成品と同じ配色で作成してください。

原則、指定色・単色・アウトライン使用に限ります。ただし、特別な理由により指定色、単色、アウトライン使用で対応できない場合は、事前に商工観光課までお問い合わせください。印刷の性質上、指定色と同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。

指定色



単色



アウトライン使用



【修正をお願いする例】

×粗い



×不鮮明

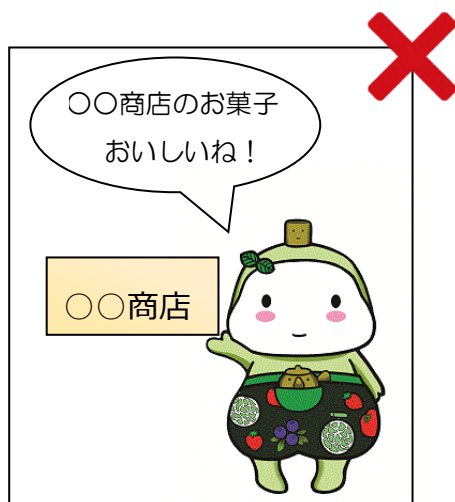


×縦横比の相違



5 デザイン使用時の注意事項

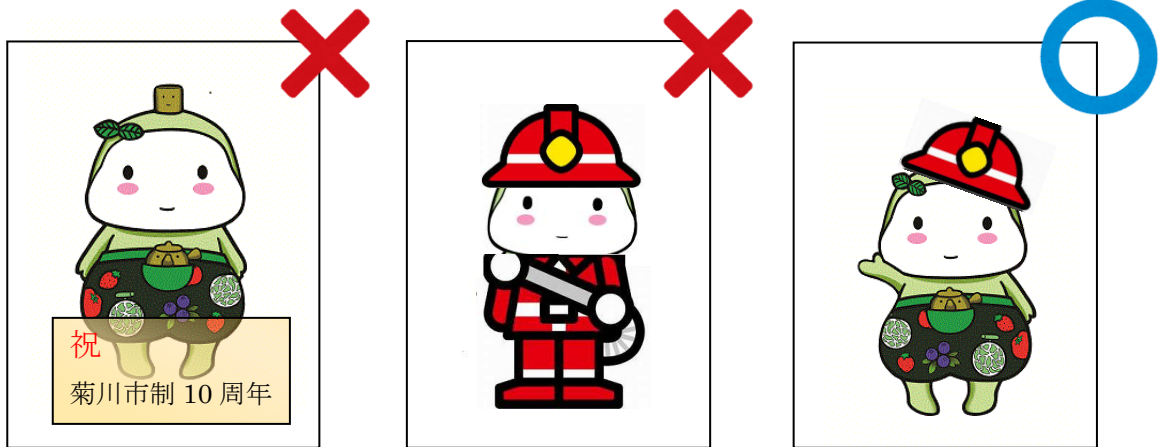
1 特定の企業・団体や商品を応援する表現はできません。



- ・店名を持たせたり、吹き出しで表現することはできません。
- ・商品を推薦するような表現はできません。
- ・「おいしい」など個人差のある感覚を表現することはできません。
- ・「きくのん」を商品名・会社名等には使用できません。

×きくのん茶 ×きくのんペン ×きくのん支店
○きくのんのクッキー ○きくのんのシール

2 文字や他のイラストを重ねることには、制限があります。



・意味なくきくのんの体を隠す表現はできません。

・きくのんの体の大部分が隠れる衣装を着せることはできません。

・特定の企業や団体を表現しない衣装は着用できます。

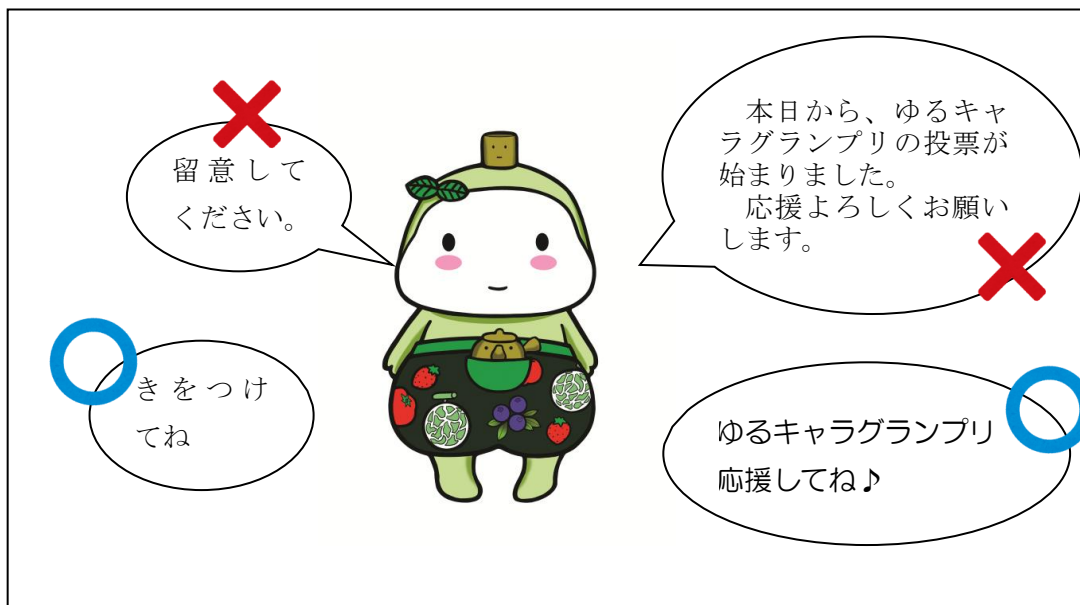
3 デザインのトリミング (きくのんの上半身だけを使う等) は、制限があります。

原則デザインのトリミングはできませんが、以下の条件を満たす場合、トリミングできる場合があります。

- ・きくのんであることがわかるよう、主要部分を残すこと。
- ・きくのん本来のデザイン及びイメージを損なわないこと。

4 吹き出しでイメージと相違する表現はできません。

- ・きくのんの言葉遣いは小学校低学年程度とし、難しい単語や長い文章は表現できません。



- ・きくのんの性別は不明です。性別を連想させる表現はできません。

×ぼくの ×わたしの ○きくのんの

6 オリジナルデザインの作成を希望する場合

「使用できるデザインの種類」にない、オリジナルデザインを作成することができますが、菊川市が管理するデザインと同様に、承認申請により、使用の承認を得る必要があります。また、作成したオリジナルデザインの著作権は菊川市に帰属し、以後は第三者も使用できるものとなりますので、予め御了承のうえ作成してください。

承認の基準

- ・きくのんであるとわかること。
- ・きくのん本来のデザイン及びイメージを損なわないこと。
- ・特定の企業・団体を連想するものでないこと。
- ・作成したオリジナルデザインのデータは、電子データで提出すること。(ファイル形式等)

7 完成報告について

1 発売または発表前に、完成報告をしてください。

【完成報告フォーム】 <https://logoform.jp/form/RW66/528487>

【メールアドレス】 shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

【郵送・持参】 〒439-8650
静岡県菊川市堀之内 61
菊川市商工観光課

完成品が適正でないと認められる場合、市からは是正を求める場合があります。

2 完成品一式を市にご提出ください。

看板などの大型のものや複数作成するのが難しいものなど、提出が難しい場合はご相談ください。

3 使用承認通知書は大切に保管してください。

使用期間が満了した日または在庫がなくなった日のいずれか遅い日まで、お手元で使用承認通知書を保管してください。再発行はできません。

8 デザイン使用に関する Q&A

【Q 1】 完成見本とは、どのようなものを提出すればよいですか？

【A 1】 商品の現物かその写真・イラスト・仕様書など、デザインをどのように使用するか具体的にわかるものを提出してください。

デザインの大きさや配置・カラー、完成品と同等な表記をしてください。

【Q 2】 会社案内や名刺に使用できますか？

【A 2】 使用できますが、会社や商品を推奨する表現はできません。

また、会社のキャラクターと誤認されないよう、「きくのん」の名称又はロゴをきくのんのイラスト近くに付して頂くようお願いしています。

【Q 3】 会社の社内研修の資料に使用できますか？

【A 3】 社員の方だけが見る資料に使用する場合、申請書の提出は不要です。

【Q 4】 商品とタグ両方にイラストを使用する場合、申請書は1通でいいですか？

【A 4】 1通で申請できますが、承認番号はそれぞれに別の番号が赋きます。

【Q 5】 デザインを立体化する商品は承認されるのですか？

【A 5】 「きくのん」のイメージを崩すことなく表現できる場合は可能です。

【Q 6】 既に他の人が承認された種類の商品は申請しても認められないのですか？

【A 6】 複数の方から同じ種類の商品の申請があっても、申請は可能です。

【Q 7】 デザイン等の使用承認を受けると利用に関する権利は発生するのですか？

【A 7】 使用することを承認するものであって、権利を与えるものではありません。

また、承認されたデザイン等、またはデザイン等を使用して製作された物等について、使用者は商標登録や肖像権など全ての権利を取得することは認めません。

【Q 8】 特定の商品を手を持たせるデザイン変更はできますか？

【A 8】 特定の企業の商品を持たせることや、“菊川市推奨品”など、市が特定の商品を推奨・推薦する表現は、見る方の誤認を招くおそれがあるため許可できません。

地域の特産品や農産物（お茶やレタス、トマト）など一般的なものであれば手に持たせることが可能です。

【Q 9】 きくのんを撮影した写真をデザインに使用できますか？

【A 9】 写真を撮影した方が権利を市に帰属することを承諾することで、使用が可能です。

ただし、使用する写真や背景などを事前に協議した上で、使用申請をしていただきます。

使用できるデザインの種類



NO. 1



NO. 2



NO. 3



NO. 4



NO. 5



NO. 6



NO. 7



NO. 8



NO. 9



NO. 10



NO. 11



NO. 12



NO. 13



NO. 14



NO. 15



NO. 16



NO. 17



NO. 18



NO. 19



NO. 20



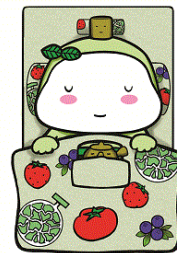
NO. 21



NO. 22



NO. 23



NO. 24



NO. 25

菊川市マスコットキャラクター
きくのん

NO. 26

菊川市マスコットキャラクター
きくのん

NO. 27



NO. 28



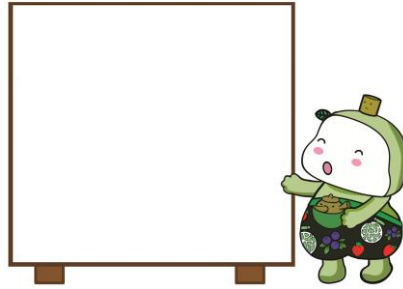
NO. 29



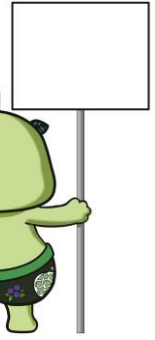
NO. 30



NO. 31



NO. 32



NO. 33



NO. 34



NO. 35



NO. 36



NO. 37



NO. 38



NO. 39



NO. 40



NO. 41



NO. 42



NO. 43



NO. 44



NO. 45



NO. 46



NO. 47



NO. 48



NO. 49



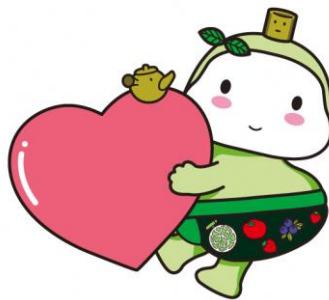
NO. 50



NO. 51



NO.52



NO. 53



NO. 54



NO.55